



短期入所生活介護サービス料金表



令和4年10月1日改正

介護保険利用料

平成27年4月より佐倉市が5級地に指定され1単位10.55円となります。

(ご利用者の負担は介護保険負担割合証に記載された割合となります。)

[1日あたりの単位]

	項 目	単 位
介護サービス費	要介護1	596 単位
	要介護2	665 単位
	要介護3	737 単位
	要介護4	806 単位
	要介護5	874 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18 単位
夜間職員配置加算(Ⅰ)		13 単位

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定の単位数に×8.3%が加算されます。

※介護職等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定の単位数に×2.7%が加算されます。

※介護職員等ハーフアップ等支援加算 所定の単位数に×1.6%が加算されます。

[発生時のみの単位]

	項 目	単 位
送迎費 (片道)		184 単位
療養食加算 (療養食を提供した場合のみ1日あたり)		8 単位
緊急短期入所受入加算 (対象者のみ7日間まで)		90 単位
若年性認知症利用者受入加算 (対象者のみ1日あたり)		120 単位
認知症の行動・心理症状緊急対応加算 (対象者のみ7日間まで)		200 単位
ただし、若年性認知症利用者受入加算にて対応している場合は対象外		

実費料金

滞在費 (一日あたり)	855 円
食費 [朝食 450 円・昼食 550 円・夕食・550 円]	1,550 円
理美容費 (1 回)	1,000 円
レクリエーション・クラブ活動費	材料代の実費

※ 「居住費」、「食費」について、特定入所者の減額認定を受けられている方に関しては、減額された料金になります。

※ご利用にあたりましては、介護保険法の要介護1～5の方が対象になります。